

## ハラスメント防止宣言

大阪商工信用金庫（以下「当金庫」という）は、当金庫で働くすべての者（以下「役員」という）が、その個人の尊厳を不当に傷つけられることなく、安心して就労することで、自己の能力を十分に発揮できるような職場環境を整備することを目的として、ハラスメントの根絶に向けて取り組むことを宣言します。

1. 当金庫は、平日・休日を問わず、勤務する部店のみならず、業務を遂行するすべての場所（懇親の場や電話・メール等の連絡手段を含む）におけるあらゆるハラスメント行為を許しません。ハラスメントの行為者には役員ならびに当金庫の取引先等の関係者を含みます。
2. 役員がハラスメントの行為者となった場合、事実関係を調査のうえ、規程に基づき厳正な処分を行います。役員が取引先等の関係者にハラスメントの行為を行った場合も同様とします。また、取引先等の関係者から役員がハラスメント行為を受けた場合は、法的手段の検討を含め毅然とした対応を行います。
3. 当金庫内および当金庫外に事案の発生有無に関わらずハラスメント全般について相談・申し出ることができる相談窓口を設置します。また、相談者や事実関係確認の協力者等に対して不利益な取り扱いは行いません。
4. ハラスメントの対応にあたっては、被害者の要望を踏まえ、関係者のプライバシー保護に最大限配慮します。
5. 当金庫は、あらゆるハラスメントを断固として容認せず、ハラスメント防止対策等の周知徹底、研修の実施などにより、役員がハラスメントを発生させないよう取り組みを徹底します。
6. ハラスメントのないより良い職場にするためには理事長をはじめ部店長が、ハラスメントや差別につながる可能性のある発言や行動を許容しない姿勢を明確に示します。自らハラスメントを行わないことはもちろん、ハラスメント事案に対しては毅然とした対応を行います。

以上

2025年4月4日制定